青少年育成運動の基本方針（令和 8･9 年度）

1. 基本的な考え方

人間は、他者や社会との関わりの中で生きていく存在です。青少年が、家庭・学校・地域の中で心身ともに健やかに成長し、社会の一員として自立していくことは、全ての人の願いです。

地域社会の子ども・若者の成長を社会全体で応援していくことは、子ども・若者一人ひとりが困難を抱えにくい環境づくりや、孤独・孤立の防止にもつながります。

子どもたちは、自分の家庭以外の家庭や職業、生活に触れることで、今まで気付かなかったより広い世界があることに気付きます。また、地域の大人との関わりの中で、社会のルールを学ぶとともに、ありのままの自分でいられる「居場所」を見つけ、自己肯定感を育み、自己として確立していきます。

さらに、年代や価値観の異なる多様な人間関係の中で、人と協力すること、あるいは意見を異にしたときの対処の仕方などを体験的に学ぶことになります。

また、地域行事に関わり、自らの意見を表明・反映させる経験は、子どもたちにとって地域における共通の文化や価値観を共有し、シチズンシップ（市民意識）を育む貴重な機会でもあります。これら地域における様々な体験は、子ども・若者たちの豊かな人間関係を築き、地域社会への参加・参画を促すことになります。

青少年育成委員会では、「こどもまんなか」社会の実現に向け、次世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、将来に夢や希望をもって、社会の一員としての自覚を持ちながら行動し、自分らしく、主体的に能力や適性を十分に伸ばしていけるような地域環境づくりに努めます。

２．重点目標

(1)連携体制の構築

社会全体で子ども・若者の成長を応援できるよう、家庭、学校、地域の連携を強化するとともに、関係機関とのネットワークを広げ、切れ目のない支援体制の構築を図っていきます。

(2)子ども・若者の育成環境の整備

犯罪や事故による被害の防止や、インターネット環境を含む有害環境への対策を推進します。また、悩みや困難を一人で抱えこむことがないように相談支援体制の強化を図るとともに、安全安心に、自分らしく暮らせる環境を作っていきます。

(3)ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）の取り組みの推進

SDGs は、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決しようとするものです。

豊島区は、持続発展する都市として次世代に豊かな地球環境と社会を引き継ぐため、子ども・若者とともに SDGs の取り組みを推進します。

３．取り組みの方向性

（1）地域の力の活用と多様な居場所づくり

日常生活の中で子ども・若者と接する地域の生活者は、成長を支える重要な存在です。豊島区には、民生委員・児童委員、青少年育成委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）など、多様な支え手がいます。

青少年育成委員会では、これらの支え手の強みを活かし、「子ども食堂」や「学習支援」などの多様な居場所との連携を進めることで、子ども・若者の孤立を防ぎ、地域全体で見守る体制を強化します。

（2）安心・安全な社会環境の整備　有害環境等への対応、防犯・事故予防の推進

青少年育成委員会としても、犯罪や事故、SNS 等に起因するトラブルの予防に努めます。子ども・若者の視点を取り入れながら、安全な環境づくりに配慮し、セーフコミュニティ活動を推進していきます。

（3）文化・芸術・スポーツを通じた自己表現と交流の機会創出

子ども・若者が、豊島区の特色である文化芸術やスポーツに触れ、豊かな感性を育むとともに、多様な大人や仲間と交流できる機会を作っていきます。

（4）ＳＤＧｓの推進および子どもの権利の尊重と〝誰一人取り残さない〟社会の実現

「こども基本法」の理念に基づき、子ども・若者の意見を尊重し、彼らの声を地域活動に反映させていきます。青少年育成委員会も、SDGs の理念である〝誰一人取り残さない〟社会の実現を目指し、すべての世代が共生できる地域づくりに向けて行動します。